

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年10月16日
【報告者の名称】	八千代工業株式会社
【報告者の所在地】	埼玉県狭山市柏原393番地
【最寄りの連絡場所】	埼玉県狭山市柏原393番地
【電話番号】	04-2955-1211(代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 管理本部長 濱田健二
【縦覧に供する場所】	八千代工業株式会社 (埼玉県狭山市柏原393番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

- (注1) 本書中の「当社」とは、八千代工業株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「公開買付者」とは、本田技研工業株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注4) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。
- (注5) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

1 【意見表明報告書の訂正報告書の提出事由】

2023年10月13日にSMRC Automotive Holdings Netherlands B.V.が中国の競争当局の企業結合に関する届出許可を取得したことに伴い、当社が2023年10月5日付で提出した意見表明報告書（2023年10月11日付で提出した意見表明報告書の訂正報告書により訂正された事項を含みます。）の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の10第8項において準用する法第27条の8第2項の規定に基づき、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものです。

2 【訂正事項】

3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(2) 意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(2) 意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

(訂正前)

< 前略 >

また、公開買付者は、2023年9月26日、マザーサンから、本競争法クリアランスについて、ブラジルクリアランスの取得が完了した旨、米国クリアランスは同年10月11日に法定の待機期間が満了し、同日に取得見込みである旨、及び、中国クリアランスは同年10月中旬に取得見込みである旨の連絡を受けました。当該連絡を受け、公開買付者は、公開買付け期間中には米国クリアランス及び中国クリアランスが取得できるとの判断のもと、本公開買付けの開始に当たり、本前提条件のうち米国クリアランス及び中国クリアランスの取得については放棄することとしたとのことです。その後、公開買付者は、2023年10月11日、マザーサンから、同日付で米国クリアランスの取得が完了した旨の連絡を受けたとのことです。なお、マザーサンが中国クリアランスを取得した場合には、公開買付者は、速やかにお知らせするとのことです。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

また、公開買付者は、2023年9月26日、マザーサンから、本競争法クリアランスについて、ブラジルクリアランスの取得が完了した旨、米国クリアランスは同年10月11日に法定の待機期間が満了し、同日に取得見込みである旨、及び、中国クリアランスは同年10月中旬に取得見込みである旨の連絡を受けました。当該連絡を受け、公開買付者は、公開買付け期間中には米国クリアランス及び中国クリアランスが取得できるとの判断のもと、本公開買付けの開始に当たり、本前提条件のうち米国クリアランス及び中国クリアランスの取得については放棄することとしたとのことです。その後、公開買付者は、2023年10月11日、マザーサンから、同日付で米国クリアランスの取得が完了した旨の連絡を受けたとのことです。加えて、公開買付者は、2023年10月13日、マザーサンから、同日付で中国クリアランスの取得が完了した旨の連絡を受けたとのことです。

< 後略 >

以 上